すざか 農業委員会だより

第75号

発行編集
須坂市農業委員会
〒382-8511
須坂市大字須坂1528-1
☎026-248-9015

大雪被害対策に関する要望書を須高３市町村長に提出！

三木須坂市長へ

市村小布施町長へ

内山高山村長へ

須高地区農業委員会協議会（会長　神林利彦）は、２月24日開催の総会で決議し、去る３月８日、須高地区３市町村の農業委員会長が３市町村長を訪ね「１月14日からの大雪被害対策に関する要望書」を提出しました。

その支援対策の内容は、

①道路の早期除雪と田畑の融雪対策に対する補助

②被災農業者への再建に向けた融資事業に対しての利子補給措置

③農業共済金の早期支払い要請

④仮復旧及び被害拡大防止に使用した資材購入費用に対する助成　です。

被災されました農業者の皆様にお見舞いを申し上げますと共に、一刻も早い復旧、共済金の支払い等がなされますことを願っています。

１月14日からの雪害は、須高地区全体で約18haの被害面積、845万円余の被害額でした。（内、須坂市約1.6ha、約62万円）

主な内容

- 農業施策に関する意見書要旨・回答
- 市農林課からお知らせ（農業関係補助制度）
- 第21期農業委員退任あいさつ
- 標準労賃・機械作業標準料金・賃借料情報
- 新規就農者紹介
- 家族経営協定合同調印式
- 農地利用状況調査の結果

農業施策に関する意見書要旨・回答

平成29年1月10日、市役所において、三木市長に「平成28年度須坂市農業施策に関する意見書」を提出しました。農業委員会法の改正に伴い、「建議書」に替えて今年度から提出するものです。その後、市長より3月29日に回答をいただきました。

その概要は、以下のとおりです。

Ⅰ農業振興について

○農産物等のPR

産地品質に見合った評価とJAながのと連携した農家の技術向上、農産物の安定供給、また高規格品のプレミアム化。仲買人、スーパー、消費者等へのPR、報道機関への積極的な情報提供、発信。農業・農産物と観光を結び付けたPRを海外も含めた検討

回答

市では産地ブランド力向上のため、ブドウの長期保存用冷蔵庫や共選所の高機能選果機の導入、果樹奨励品種の苗普及支援、フルーツ発泡酒事業等について、JAながのと連携して取り組んでいます。PR活動では、フルーツハリウッドの名称を掲げた大市場でのトップセールスや全国各都市での新品種を中心とした農産物売り込みの継続のほか、ふるさと納税の返礼品としても使用しています。海外の活動についても県農産物等輸出事業者協議会に加入し、情報収集に努めています。

○人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の周知

市内2地区で策定されている人・農地プランの周知と登録経営体（農家）等の登録増

回答

人・農地プランは市報等で制度紹介していますが、一層の周知を図るため、市ホームページでの周知を行います。

最近は国庫補助事業の採択要件等に人・農地プランへの位置づけが必要になっているので事前に広報等で申請希望者を募り、随時、人・農地プランの登録経営体（農家）の増加を図っています。

○農業サポーター等の技術向上・育成及び短時間勤務サポーター養成の検討

回答

今後も、JAながの営農技術員や認定農業者に技術講習を行っていただくなど、技術向上等に取り組みます。短時間勤務サポーターは、募集の際にも周知しており、支援の機会を増やす取り組みを行っています。

○シンクイムシ類の被害予防対策

近年増加しているシンクイムシ類の被害軽減・予防。フェロモンへの市補助検討

回答

果樹試験場、病害虫防除所、JAながのので被害実態、防除時期及び期間、防除薬剤等を検討し、防除暦を見直し配布したり、特報等による情報提供を行っています。フェロモンへの市の支援は、被害が全市的状況ではないため考えていません。

○大規模農産物直売施設の市内適地への設置検討

回答

須坂・長野東ＩＣ周辺に大型複合生活モールの構想があり、その中に農産物直売所設置の計画があります。市としても地域農業振興にも有効と考え、積極的に協力してまいります。

Ⅱ農地対策について

○有害鳥獣被害対策

既存電気柵の老朽化に伴う施設更新、修繕及び新設に係る地元支援。カラス・ムクドリ等からの農作物被害防止対策の検討。猟友会組織の維持強化並びに人財育成

回答

電気柵の施設更新、修繕は各町鳥獣害対策委員会へ資材等を提供しますので、地元での対応を願います。急斜面等、地元で施工できない箇所は、市で業者発注も考えます。カラス、ムクドリ等の対策は、被害発生箇所の重点的見回りや駆除を市猟友会に依頼しています。狩猟免許取得試験費用を市が負担してからは、平成27年度4人、平成28年度3人が猟友会に新規加入し、組織の維持強化、人材育成の一助となっています。

○遊休農地の解消、発生防止の取り組み

・「めん羊」放牧への支援

回答

平成29年度から防疫に要した費用の2分の1以内の額の支援をいたします。

・「そば」栽培への支援

自家消費や景観対策での栽培者支援

回答

平成28年度から補助制度（農地荒廃化防止事業補助金）を創設しましたが、自家消費等を対象とすることは考えていません。

Ⅲ農業後継者対策について

○新規就農者育成・認定農業者支援等対策

・新規就農者作業所の確保

（井上・豊洲・日滝地区に設置済。高甫地区への設置検討）

回答

高甫地区の新規就農者作業所は、利用できそうな施設について所有者との交渉を含め調整や検討を行っています。

・就農支援等の充実（青年就農給付金の年齢要件緩和）

回答

新規就農者（担い手）確保には、農家子弟への支援も重要であり、青年就農給付金の受給要件緩和を国に要望しています。今後も機会を捉えて国等へ要望してまいります。

・認定農業者、就農者等への支援（各種制度説明会の開催）

回答

制度説明は、電話や直接市窓口で相談に応じることができる体制になっています。農業委員会で所管する制度説明会を設定していただければ市も連携し説明にあたります。

○農業者の家庭形成（後継者等の配偶者対策、情報提供、事業周知）

回答

引き続き結婚相談事業を社会福祉協議会に委託し出会いの場を提供します。情報提供に努めていますが、ご自身での確認、農業委員会での情報提供も願います。

ノーミス！ノー事故！農作業!!

全国で、毎年約350件の農作業死亡事故が発生しています。

特に、春作業が行われる時期は注意が必要です。

市内でも、昨年死亡事故がありました。

農業機械の管理・利用は適切に行い安全な農作業に努めましょう。また、家族や仲間で声を掛け合って、農作業事故をなくしましょう。

農業関係の補助制度について

農業関連の補助制度がありますので、お知らせします。

○新設された補助制度について

１、農業体験型農園の設置、グリーンツーリズムやワーキングホリデーの受入れに関する補助金

目的：農業体験型農園の設置、ワーキングホリデーの推進など
対象者：市の事業認定を受けた農家
対象経費：農業体験型農園の設置等を実施するために必要な経費
（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料、委託料、工事請負費並びに備品購入費）
補助額：３分の２以内の額。（20万円を限度、１回限り）

２、農業用水確保事業

目的：農業用水を確保するため
対象者：地区の受益者が組織する団体又は地縁団体
対象経費：10万円を超える深井戸及び施設の修繕工事費
補助額：10分の３以内

３、果樹棚のリース事業への補助

目的：新規就農者の施設整備に係る費用負担の軽減
対象者：ＪＡ（農家子弟を除く認定新規就農者がＪＡのリース事業を利用した場合）
補助額：対象経費の２分の１以内

○廃止された補助制度について

【認定農業者支援事業】　認定農業者、認定新規就農者が規模拡大した場合の補助　10ａあたり２万円

○改正された補助事業について

農地荒廃化防止事業補助金の対象に地域住民を中心として組織するめん羊を飼育する団体を加えました。

【農地荒廃化防止事業補助金】

目的：農地の荒廃化の防止を推進し、農業振興を図る。
対象作物：麦、大豆、そば
対象者：認定農業者・認定新規就農者及び集落営農組織を除く
対象要件：対象作物の農産物検査を実施し、対象作物を販売すること
補助額

対象作物など	補助額
麦	１キログラムあたり　70円
大豆	１キログラムあたり 160円
そば	１キログラムあたり 200円
めん羊の飼育	**防疫に要した費用の２分の１以内**

第21期農業委員退任あいさつ

須坂市農業委員会　会長　神林　利彦

神林利彦　会長

第21期農業委員も７月19日を以て３年間の任期が満了となります。任期中は、農地法の番人として優良農地を守るため、農地パトロールを始め全国的にも大きな課題である遊休農地・耕作放棄地の解消に向け、鋭意尽力してきました。

農業委員会等に関する法律が60年振りに改正され、平成28年４月から施行となり、新たな組織として生まれ変わりました。改正農業委員会法の一番の目的は「農地利用の最適化の推進」であります。改正の主な点は、農業委員の選出方法が変更となり、新たに「農地利用の最適化の推進」に向けた活動を展開するための、農地利用最適化推進委員が新設されました。

改正法により「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務となり、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進について、農地中間管理機構と連携した積極的な取組みとその成果が求められることとなりました。

このように私どもの任期中に農業委員会は大きな転換期を迎えました。

国では、農業の成長産業化に向けた農業改革に関する検討を踏まえ「農業競争力強化プログラム」が取りまとめられ「農林水産業・地域の活力創造プラン」に追加することにより「攻めの農業」への転換に向けた取組み強化を進めており、併せて「強い農業」「儲かる農業」「美しく活力ある農村」の実現に向けて取組んでおり、農業・農村を巡る状況は変革の時を迎えております。

次期農業委員及び農地利用最適化推進委員には「農地と人」対策の要である「農地利用の最適化の推進」に向けて、農地情報の収集・提供及び担い手の育成・確保に取組み、成果が上がるよう全身全霊でのご尽力をご期待申し上げます。

須坂市農業のますますの発展をご祈念申し上げ、第21期農業委員を代表し退任あいさつといたします。

平成29年度 農作業標準労賃・機械作業標準料金

これを目安として労務関係の適正を期してください。

1 農作業標準労賃

	作業名	標準労賃 単位	標準労賃 金額	備考（技術の優劣を考慮する。）
稲作作業	田植作業	1時間	870円	植付準備作業、消毒作業含む
	一般作業	〃	780円	
畑作・花き	一般作業	〃	780円	
果樹作業	剪定作業	〃	1,600円	接木作業含む
	袋かけ作業	〃	780円	
	技術作業	〃	1,530円	棚建て
	一般作業	〃	780円	摘果(花)・房切り・摘粒作業 収穫荷造作業を含む
酪農	搾乳作業	〃	1,310円	
きのこ	一般作業	〃	770円	

2 機械作業標準労賃

	作業名	利用料金 単位	利用料金 金額	備考
機械作業	水田耕起	10a	7,600円	作業容易なところ、15cm耕起標準
			7,800円	作業容易でないところ
	畑耕起	〃	7,600円	礫混入畑、耕地の不整形、小面積 及び果樹園の場合は別に考慮する
	水田代かき	〃	9,000円	ガーデン作業の場合は10%増し
	田植作業	〃	10,000円	植付のみ、標準は2条植
	稲刈結束作業（バインダー）	〃	10,800円	結束ヒモ代含む
	脱穀作業(ハーベスター)	〃	10,800円	乾燥のよいもの
	籾自動乾燥機	1kg	20円	乾燥のよいもの
	SS防除	10a	4,000円	1回、作業容易なところ
	コンバイン	〃	25,000円	4条刈り、結束ヒモ代含む
	草刈作業	〃	4,000円	乗用草刈機による作業

※運転手付、燃料費も含む。
※機械のみ借りた場合は上記の7割程度

3 大型機械利用料金

バックホー　(2t程度)	1時間	5,000円	運搬料別・運転手付燃料費も含む
大型機械オペレーター労賃	〃	1,500円	SSの運転も対象
薪割機	1日	5,000円	燃料費を含まない

※機械作業の消費税は内税とする。

＊＊

賃借料情報

平成28年1月から12月までに締結（公告）された市内の農地の賃借料（10アール当たりの年額）等は、以下のとおりでした。

農地区分		平均額	最高額	最低額	データ数
水稲(田)	平坦地	6,900円	11,200円	2,900円	40
	中山間地	データなし	データなし	データなし	0
樹園地	リンゴ	13,500円	26,500円	5,000円	26
	ブドウ	21,200円	35,100円	6,500円	79
	桃	データなし	データなし	データなし	2
	梨	データなし	データなし	データなし	1
	プルーン	データなし	データなし	データなし	1
普通畑		4,600円	9,000円	2,300円	32

・平均と比較して著しく高額または低額な賃借料は、特殊取引として除外しました。
・金額は契約額のみで算出しているため、灌水代等については勘案していません。
・金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としました。
・データ数が公表すべき基準(5件)未満の場合は、「データなし」と表示しました。

※この情報は目安ですので、貸手と借手で十分な協議をして賃借料を決めてください。

「人・農地プラン」に位置づけられた当市の新規就農者を紹介します

田中（たなか）　典雅（のりまさ）さん
（本郷町）36歳

27年に須坂市へ移住してきました。平成27年4月3日共にスタートを切ります。

田中典雅と妻子です。

滝の地域は4月末に農業を始めました。

農業経験がほとんどない私たちに親身になってご指導いただいた里親さんをはじめ、農業を通して親しみのある地域の方々、常にいっぱいいただいた農業研修を経て、今日に至ります。

このお礼申し上げます。

吉田（よしだ）　裕介（ゆうすけ）さん
（大谷町）38歳

埼玉県出身の私たち夫婦は、農業をするために平成27年に須坂市へ移住してきました。二年間の里親研修を経て、今年から就農することが出来ました。

農業経験がほとんどない私たちに親身になってご指導いただいた里親さんをはじめ、みなさんやJAのみなさん、普及センターのみなさんには大変お世話になりました。

自然の中で働いて自分でつくったものを食べることが初めてでもあり須坂にまいりました。

携わりたいと思い、ご縁があり須坂を訪れたときこれまで果物の味に驚き、自分の美味しさには驚かされました。

何度食べても収穫を経験したが、二度、住への決め手になった物をつくりたいと強く思ったことが、移りこの様な美味しさに出来ました。

現在は、生食用のぶどうを栽培しています。

自然が相手の農業では、年によって気候も生育状況も違うことを、この二年間で体験しました。

まだまだ経験も勉強も足りず、何をするにしても簡単に出来ることは多くありません。

いつも、これで良いのか、頭を悩ませながら農作業をしています。

須坂市には模範となる農家さんが数多くいらっしゃいます。

まわりの農家さんを見習って、少しずつ一歩一歩、一人前になれるように努力いたします。

須坂の果物を埼玉の両親や友人たちへ贈ると、いつも決まって果物の美味しさに驚いています。

まずは身近な人を笑顔に出来るように、そして徐々に笑顔にできる人を増やしていけるようにしたいと思っています。

まだまだ歩きだしたばかりですが、一歩一歩着実に前へ進んでいきたいと思います。

至らない点も多々あると思いますが、今後ともよろしくお願いいたします。

3月3日は須高地区の家族経営協定調印式

恒例となっている須高地区の家族経営協定調印式が、平成28年度から21回目の合同開催となりました。

現在須高地区で221組の家族が協定を結んでいます。

協定の交流会は、須坂市小布施町・高山村で開催され、3月3日に小布施町今年92組の家族が協定を結ばれました。

協定の役割は、家族経営協定を通して、「農業経営のこと多くの方々に話し合う機会が増え、以外にも家族経営の強みが聞かれ、結束が強まったこと」との声がありました。

皆様には折に触れて、お付き合いさせていただくお機会もあるかもしれませんので、今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

農地利用状況調査（農地パトロール）の結果をお知らせします

昨年の8月から9月に実施した農地パトロールの結果、遊休農地の面積は、27年度の約110haから28年度は約100haに減少しました。

農地を所有されている方は、耕作または適切な保全管理を引き続きお願いいたします。

農業者年金経営移譲年金受給者、相続税、贈与税等の納税猶予対象者の農地は後継者、相続人等による耕作が必要です。

なお、貸したい、売りたい場合の相談はお近くの農業委員又は農林課（☎026－248－9004）・農業委員会事務局（☎026－248－9015）まで

農業委員会 活動記録（抜粋）

（平成28年4月～平成29年3月）

4／19～21　農振協議会現地調査・審議
4／28　先進地視察研修
5／24～25　長野県19市農業委員会協議会通常総会
5／26　全国農業委員会会長大会
6／1　農業委員研修会
6／28　長野県農業会議第1回通常総会
〃　長野県女性農業委員の会長野支部総会
7／21　長野県女性農業委員の会総会・研修会
8／17　長野地域農村女性のつどい
8／24　北信五市農業委員研修会
9／30　農振除外事前審議会
10／20～21　北信越ブロック女性農業委員研修会
10／29～30　姉妹都市農産物直売（三浦市）
10／31　農振協議会現地調査・審議
11／8　第1回長野県農業委員会大会
11／25　須高地区農業委員会協議会役職員研修会
12／1　全国農業委員会会長代表者集会
12／6　岩手県八幡平市視察研修受入れ
12／13　長野県農村女性フェスティバル
1／10　市へ農業振興施策に関する意見書提出
1／27　地区ブロック長会議
2／9　遊休農地活用シンポジウム
2／16　JAながのへ農業振興施策に関する要望書提出
2／17　長野県女性農業委員の会研修会
2／22　農業委員会活動活性化セミナー
2／24　須高地区農業委員会協議会総会・全員研修会
3／3　須高地域家族経営協定合同調印式
3／8　須高三市町村長へ大雪被害対策に関する要望書提出
3／24　長野県農業会議第1回臨時総会
3／29　標準労賃等協定会議
〃　農振除外事前審議会
〃　市より農業施策に関する意見書回答受領

定例総会・協議会（毎月末開催）、農業振興対策部会2回、農地対策部会3回、後継者対策部会4回、情報・研修委員会5回、意見書策定検討委員会2回の開催

全国農業新聞

購読のご案内

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙です。

みなさんの購読のお申し込みをお待ちしております。

（月4回金曜日発行 B3版10～14頁建 購読料：月700円〔送料、税込み〕）

（購読希望者は、農業委員または農業委員会事務局までご連絡ください）

編集後記

新年を迎えた1月中旬の大雪は農業用施設や果樹樹体に多大な被害をもたらしました。関係者一丸となって対応に当たられたことと思います。本号ではこれに対する要望、農業施策に関する意見書の概要・回答、4月から改訂・改正・新設された補助事業等を掲載いたしました。是非、お目通し頂き有効活用されることをご期待申しあげます。

情報・研修委員会（編集委員）
委員長　坂田 雅幸
委員　田中 郁男
〃　〃　春原 忠夫
〃　〃　中澤 秀樹
〃　〃　神林 利彦

メールアドレス　s-nougyoiinkai@city.suzaka.nagano.jp　☎ 026－248－9015

印刷部数　5,500部（印刷経費　1部あたり　約26円）